

令和7年度
藤沢市地域市民の家
トライアル・サウンディング 実施要項

藤沢市
2025年(令和7年) 9月

1 トライアル・サウンディングとは

トライアル・サウンディングは、本市がもっと有効に活用していきたい公共の空間について、民間の事業者(市民団体や個人等を含む)に、一定の期間、実際に暫定利用してもらいながら、将来の活用に向けたサウンディング(民間と市の対話・コミュニケーション)を同時に実施していく仕組みです。私たちは、このような「場」や「空間」の実験的活用を通して、多様な人を巻き込みながら「人」と「人と人との関係」づくりを発展させていきたいと考えています。

2 地域市民の家で実施する目的

地域市民の家(以下、「市民の家」という。)は、市民のだれもが、一定のきまりの下に、自由に集い、語らい、学び、触れ合う場として低廉な料金で利用することができるコミュニティ施設です。

しかし、設備の老朽化やライフスタイルの多様化などにより、施設の稼働率の低さが課題となっています。

また、自治会・町内会の加入率が年々減少するなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されていることから、市民の家の稼働率の向上はもとより、これまであまり市民の家を利用していなかった方々にも気軽に立ち寄ることができる地域住民の交流拠点として新たな価値の創造やコミュニティの創出につながるような空間づくりをめざしています。

今後、具体的な対策を検討するにあたり、施設や空間の有効的な活用方法の検証をするため、トライアル・サウンディングを実施するものです。

3 参画者に期待すること

これまでの一般的な市民活動とは異なる取組であることを前提条件として、あまり市民の家を利用していなかった人々が気軽に市民の家に立ち寄ることができることで地域住民間の交流機会や関係人口を創出し、自治会や町内会といった地域コミュニティが活性化できるような新しい提案を求めます。

また、本市のトライアル・サウンディングに参画していることや利用した場所の魅力について、SNS 等の媒体を通じて広く発信し、この取組を盛り上げてもらうことを期待しています。

4 対象施設

藤沢市地域市民の家全施設(41か所)

各施設の詳細は、藤沢市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jiti-s2/kurashi/shimin/chiiki/shiminnoie.html>

貸室については、藤沢市公共施設予約システムから空き状況を確認のうえ、希望する日程及び貸室名を市民自治推進課(電話:0466-50-3516)までご連絡ください。

一般利用をむやみに妨げることもないよう、各月の予約抽選前の期間については、申請を受け付けません。

5 申請(応募)方法

(1) スケジュール

日 程	内 容
2025年(令和7年) 9月8日(月)	実施要項の公表
2025年(令和7年) 9月10日(水)から 2026年(令和8年) 2月1日(日)まで	暫定利用者の募集・実施

(2) 提出書類

申請者は、次の書類を提出することとします。

ア 暫定利用計画書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ トライアル・サウンディング提案承認申請書(様式第4号)

エ その他市が求める書類

(3) 書類の提出場所及び提出方法

市民自治推進課地域市民の家担当に直接お持ちいただくか、次のメールアドレス宛に提出書類のデータを添付してメールを送信してください。書類を持ち込む場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

提出先メールアドレス:fj-jiti-s2@city.fujisawa.lg.jp

(4) 現地調査及び事前相談

現地調査又は事前相談を希望する場合は、事前に市民自治推進課地域市民の家担当へご連絡ください。

受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

6 申請者の資格要件等

(1) 申請者の条件

ア 申請者は、暫定利用した場合に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体とします。

イ 申請者は、単独又はグループ(複数の企業・団体等の共同体)とし、グループで申請する場合には、すべての構成員とその役割を明確にすることとします。

(2) 申請者の要件

申請者は、別表1に掲げるすべての要件に該当する必要があります。

(3) 申請に関する留意事項

ア 費用負担

申請に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担

とします。

イ 提出書類の取扱い及び特許権等

(ア) 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(イ) 申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定利用の審査及びモニタリング等、本制度の運用に必要な目的以外の場合においては、申請者に無断で利用することはありません。申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を利用した結果生じた責任は、申請者が負うものとしします。

ウ 法令等の順守

申請者は、申請するにあたり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定利用時における法令適合のリスクを負うこととしします。

7 暫定利用の要件等

(1) 暫定利用の内容

暫定利用の内容は、次のいずれも満たすこととしします。

ア これまでの施設利用とは異なる新しい取組であり、市民や利用者のサービス及び利便性の向上に資するものであること。

イ 原則として、本市の財政負担を伴わないものであること

ウ 仮に本市に利用料を納付したとしてもなお成立する見込みがある事業モデルであること

(2) 対象外とする暫定利用

別表2に掲げるものの用に供する暫定利用はできないこととしします。

(3) 暫定利用期間

暫定利用期間は原則として1日としします。継続利用については協議した上で決定しします。

(4) 暫定利用に関する留意事項

ア 費用負担

暫定利用に当たって必要となる一切の費用は、すべて暫定利用する者の負担としします。

イ リスク分担等

暫定利用に伴い発生するリスクは暫定利用する者が負うものとし、暫定利用する者が責任をもって事業を遂行することとしします。

ウ 暫定利用状況の公表

本市のホームページ等において、暫定利用の概要を公表することがあります。

- エ その他利用に当たっての留意事項
別表3に示す事項に留意してください。

8 審査等

(1) 書類審査

提出書類について、参加資格及び暫定利用の要件を満たしているかを審査します。申請者は、審査に伴い本市が面接を求めたときは、それに応じることとします。

(2) 結果通知

ア 審査に合格した申請者に提案承認通知書を交付します。

イ 審査結果に対する異議は、申し立てることができません。

(3) 利用料等

暫定利用に係る利用料は原則として免除します。ただし、暫定利用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担金を徴収する場合があります。

9 暫定利用の開始等

(1) 暫定利用の開始

ア 提案承認通知書が交付された者は、申請書類に記載した内容に基づいて利用を開始することができます。このとき、交付された書面に条件が付してある場合は、その内容を遵守してください。

イ 暫定利用期間中は、通知書を携行し、本市職員から提示を求められた場合には、速やかに応じてください。

(2) 暫定利用の中止

申請内容に反する行為や本制度の目的から逸脱した行為があった場合及び災害や選挙対応等により本市が暫定利用に係る施設等を利用せざるを得なくなった場合は、暫定利用を中止することがあります。

10 モニタリング及び報告

(1) モニタリング

暫定利用する者は、暫定利用期間中に本市が実施するモニタリング調査について協力することとします。

(2) 報告等

暫定利用する者は、暫定利用期間が満了した後、本市に対して実績報告書(様式第3号)を提出するとともに、本市がヒアリングを求めた場合は、これに応じることとします。

別表1

ア	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと
イ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者でないこと
ウ	民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること
エ	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。(以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること

別表2

ア	公序良俗に反するもの
イ	騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼす恐れがあるもの
ウ	政治的又は宗教的な活動に該当するもの
エ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
オ	その他、本市が本制度の趣旨に照らして不適当と判断するもの

別表3

ア	貸室については、予約抽選後に空いている日程のみ暫定利用できます。
イ	暫定利用が可能な日時は、午前9時から午後9時までを標準時間とします。準備・撤収もこの時間内に行っていただきます。
ウ	暫定利用の場所や日時が重なった場合はこれらの変更をお願いすることがあります。
エ	一般利用の方に対して可能な限り配慮してください。
オ	資機材等の搬入に当たって、周辺道路に車両を駐車することはおやめください。
カ	貸室内は原則火気の利用は禁止ですが、調理設備のある市民の家については、市民自治推進課長の許可を得た場合は利用可能とします。
キ	貸室内は原則飲食の提供は禁止ですが、必要な法令等の手続きを行い、市民自治推進課長の許可を得た場合は可能とします。

藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

市長室 共創推進課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1

TEL 0466-50-3516(市民自治推進課直通)

FAX 0466-50-8407

E-mail fj-jiti-s2@city.fujisawa.lg.jp